

# 四半期報告書

(第11期 第2四半期)

トモニホールディングス株式会社

E23820

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、令和2年11月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

トモニホールディングス株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	1 1
第3 【提出会社の状況】 .....	1 2
1 【株式等の状況】 .....	1 2
2 【役員の状況】 .....	1 6
第4 【経理の状況】 .....	1 7
1 【中間連結財務諸表】 .....	1 8
2 【その他】 .....	5 5
3 【中間財務諸表】 .....	5 6
4 【その他】 .....	6 3
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	6 4

巻末

中間監査報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年11月25日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日）
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町7番地1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町7番地1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成30年度 中間連結 会計期間	平成31年度 中間連結 会計期間	令和2年度 中間連結 会計期間	平成30年度	平成31年度
		(自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日)	(自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日)	(自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日)	(自 平成30年 4月1日 至 平成31年 3月31日)	(自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日)
連結経常収益	百万円	36,871	34,681	35,597	73,286	71,033
連結経常利益	百万円	8,810	7,590	6,704	16,213	11,378
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,579	6,038	4,570	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	10,163	8,136
連結中間包括利益	百万円	6,281	12,862	13,223	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	9,140	△4,160
連結純資産額	百万円	225,113	238,840	232,971	226,864	220,003
連結総資産額	百万円	3,828,269	3,951,743	4,312,972	3,899,242	3,993,190
1株当たり純資産額	円	1,354.57	1,452.98	1,432.03	1,373.00	1,360.95
1株当たり中間純利益	円	40.25	37.25	28.67	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	62.28	50.57
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	39.59	36.57	28.12	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	61.19	49.59
自己資本比率	%	5.78	5.94	5.30	5.72	5.41
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△55,384	10,389	224,048	△48,802	△5,917
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	98,655	33,060	△19,441	70,454	27,081
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,003	△1,280	△699	△3,188	△3,166
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	336,446	354,820	534,555	312,642	330,644
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,488 [318]	2,432 [309]	2,380 [289]	2,401 [319]	2,270 [291]

(注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
決算年月		平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	平成31年3月	令和2年3月
営業収益	百万円	1,100	1,233	1,260	2,200	2,467
経常利益	百万円	842	852	893	1,699	1,703
中間純利益	百万円	827	834	858	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,667	1,667
資本金	百万円	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	千株	163,728	163,728	163,728	163,728	163,728
純資産額	百万円	92,012	91,692	91,318	91,743	90,712
総資産額	百万円	92,071	91,765	92,684	91,815	92,286
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	4.00	8.00	8.00
自己資本比率	%	98.64	98.56	97.20	98.62	96.94
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	21 [1]	39 [1]	37 [1]	20 [1]	39 [1]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、( (中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権 ) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日～令和2年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により景気が低迷し、厳しい推移となりました。足元においては、各種政策を背景に個人消費等に回復の兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は継続しており、経済活動と感染拡大防止の両立が大きな課題となり、先行きは依然として不透明な状況です。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が長期化するなか、金融サービスを通じて、お客さまや地域社会を支え続けていくことが強く求められております。

こうしたなか、当社は、平成31年4月よりスタートさせた第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ～ 変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに” ～』に基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

このような環境を踏まえ、当第2四半期連結累計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

当第2四半期連結累計期間における損益状況は、経常収益は、国債等債券売却益及び株式等売却益が増加したこと等により、前第2四半期連結累計期間比916百万円増加して35,597百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したものの、国債等債券売却損、株式等売却損及び与信関連費用が増加したこと等により、同1,802百万円増加して28,892百万円となりました。その結果、経常利益は同886百万円減少して6,704百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同1,468百万円減少して4,570百万円となりました。

セグメント別の業績につきましては、銀行業セグメントの経常収益は前第2四半期連結累計期間比946百万円増加して32,140百万円、セグメント利益は同994百万円減少して6,503百万円となりました。リース業セグメントのセグメント利益は85百万円、その他のセグメント利益は931百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比3,198億円増加して4兆3,129億円となり、純資産の部合計は同129億円増加して2,329億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同2,435億円増加して3兆8,429億円、貸出金残高は同905億円増加して2兆9,972億円、有価証券残高は同223億円増加して6,643億円となりました。

なお、銀行子会社単体合算の貸出金残高は、新型コロナウイルス感染症対応融資の積極的な取り組み等により、前事業年度末比901億円増加して3兆66億円となり、第4次経営計画において掲げております目標（3兆円以上）を達成しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

##### ① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果獲得した資金は224,048百万円となり、前第2四半期連結累計期間比213,659百万円の収入増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、預金の増加による資金収入が増加したこと等によるものであります。

##### ② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により、前第2四半期連結累計期間において33,060百万円の資金を獲得しましたが、当第2四半期連結累計期間においては19,441百万円の資金を支出しました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

##### ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は699百万円となり、前第2四半期連結累計期間比581百万円の支出減少となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、自己株式の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

##### ④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比203,910百万円増加し、534,555百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により前第2四半期連結累計期間比707百万円減少して23,328百万円となりました。役務取引等収支については、預金・貸出業務に関する手数料の減少等により同188百万円減少して2,161百万円となりました。その他業務収支は、国債等債券売却損の増加等により同27百万円減少して△1,123百万円となりました。

部門別では国内業務部門の資金運用収支は21,231百万円、役務取引等収支は2,149百万円、その他業務収支は△1,534百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は2,096百万円、役務取引等収支は11百万円、その他業務収支は410百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	20,723	3,312	24,035
	当第2四半期連結累計期間	21,231	2,096	23,328
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	21,506	3,492	50 24,947
	当第2四半期連結累計期間	21,989	2,236	65 24,161
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	782	180	50 912
	当第2四半期連結累計期間	757	140	65 833
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,337	12	2,349
	当第2四半期連結累計期間	2,149	11	2,161
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,481	25	4,506
	当第2四半期連結累計期間	4,274	23	4,297
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,143	12	2,156
	当第2四半期連結累計期間	2,124	11	2,136
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	36	△1,132	△1,096
	当第2四半期連結累計期間	△1,534	410	△1,123
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,256	3	3,259
	当第2四半期連結累計期間	3,928	545	4,473
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,219	1,136	4,355
	当第2四半期連結累計期間	5,462	134	5,597

- (注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円）を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務に係る手数料が減少したこと等により前第2四半期連結累計期間比209百万円減少して4,297百万円となりました。また、役務取引等費用については、支払保証料の減少等により同20百万円減少して2,136百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,481	25	4,506
	当第2四半期連結累計期間	4,274	23	4,297
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,404	—	1,404
	当第2四半期連結累計期間	1,170	—	1,170
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	845	23	868
	当第2四半期連結累計期間	821	21	842
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	367	—	367
	当第2四半期連結累計期間	397	—	397
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	85	—	85
	当第2四半期連結累計期間	67	—	67
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	61	—	61
	当第2四半期連結累計期間	49	—	49
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	46	2	49
	当第2四半期連結累計期間	58	1	60
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,143	12	2,156
	当第2四半期連結累計期間	2,124	11	2,136
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	145	12	158
	当第2四半期連結累計期間	137	11	148

(注) 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,456,443	69,392	3,525,835
	当第2四半期連結会計期間	3,674,770	79,168	3,753,939
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,653,558	—	1,653,558
	当第2四半期連結会計期間	1,883,082	—	1,883,082
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,791,222	—	1,791,222
	当第2四半期連結会計期間	1,783,299	—	1,783,299
うちその他	前第2四半期連結会計期間	11,662	69,392	81,054
	当第2四半期連結会計期間	8,388	79,168	87,557
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	82,240	—	82,240
	当第2四半期連結会計期間	89,050	—	89,050
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,538,683	69,392	3,608,076
	当第2四半期連結会計期間	3,763,821	79,168	3,842,990

（注）1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	2,824,354	100.00	2,997,242	100.00
製造業	170,542	6.03	178,247	5.94
農業、林業	6,413	0.22	7,293	0.24
漁業	2,761	0.09	3,062	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	7,703	0.27	7,150	0.23
建設業	129,782	4.59	154,125	5.14
電気・ガス・熱供給・水道業	33,374	1.18	40,840	1.36
情報通信業	15,192	0.53	17,452	0.58
運輸業、郵便業	199,164	7.05	230,326	7.68
卸売業、小売業	204,990	7.25	217,937	7.27
金融業、保険業	86,502	3.06	71,442	2.38
不動産業、物品賃貸業	751,240	26.59	830,819	27.71
各種サービス業	359,214	12.71	390,652	13.03
地方公共団体	138,459	4.90	126,659	4.22
その他	719,011	25.45	721,232	24.06
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,824,354	—	2,997,242	—

- (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題  
当第2四半期連結累計期間において、重要な変更はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	令和2年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	8.76
2. 連結における自己資本の額	2,266
3. リスク・アセットの額	25,861
4. 連結総所要自己資本額	1,034

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社徳島大正銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	株式会社徳島大正銀行		株式会社香川銀行		株式会社大正銀行	
	令和元年 9月30日	令和2年 9月30日	令和元年 9月30日	令和2年 9月30日	令和元年 9月30日	令和2年 9月30日
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれら に準ずる債権	47	56	66	57	13	—
危険債権	132	141	166	220	33	—
要管理債権	12	20	15	27	4	—
正常債権	11,564	16,782	12,523	13,252	4,137	—

(注) 株式会社徳島大正銀行の令和元年9月30日の記載は、合併前の株式会社徳島銀行の計数であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （令和2年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （令和2年11月25日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	163,728,911	163,728,911	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	163,728,911	163,728,911	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	令和2年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役30名
新株予約権の数(個) ※	6,831 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 683,100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	令和2年7月27日～令和32年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 303円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(令和2年7月22日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当社が合併または株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役の地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
  - イ. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（注）3の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ロ. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和2年7月1日～ 令和2年9月30日	—	163,728	—	25,000	—	10,010

## (5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自 己株式を除 く。）の総数に 対する所有株式 数の割合（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,106	6.84
日本スタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,474	5.83
トモニホールディングス従業員持株 会	香川県高松市亀井町7番地1	5,922	3.64
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	4,938	3.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店）	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US （東京都新宿区新宿6丁目27番30号）	3,189	1.96
株式会社日本カストディ銀行（信託 口5）	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,174	1.95
株式会社日本カストディ銀行（信託 口4）	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,125	1.92
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	2,643	1.62
日本ハム株式会社	大阪市北区梅田2丁目4-9	2,556	1.57
日本スタートラスト信託銀行株式 会社（従業員持株ESOP信託口・76457 口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,435	1.50
計	—	48,565	29.91

- (注) 1. 日本スタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・76457口）は、「従業員持株ESOP信託」導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式は中間連結財務諸表上及び中間財務諸表上、自己株式として処理しております。
2. 発行済株式の総数から除く自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式2,435,900株は含まれておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,398,400	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 162,181,500	1,621,815	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 149,011	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	163,728,911	—	—
総株主の議決権	—	1,621,815	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式2,435,900株 (議決権の数24,359個) 及び株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株 (議決権の数50個) 含まれております。

② 【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町 7番地1	1,398,400	—	1,398,400	0.85
計	—	1,398,400	—	1,398,400	0.85

(注) 上記のほか、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式2,435,900株を中間連結財務諸表上及び中間財務諸表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 337,394	※7 539,763
コールローン及び買入手形	5,000	5,000
商品有価証券	383	497
金銭の信託	3,510	7,908
有価証券	※1,※7,※12 642,054	※1,※7,※12 664,303
貸出金	※2,※3,※4,※5,※6,※8 2,906,770	※2,※3,※4,※5,※6,※8 2,997,242
外国為替	※6 5,979	※6 8,340
リース債権及びリース投資資産	8,938	9,305
その他資産	※7 55,852	※7 53,188
有形固定資産	※9,※10 35,655	※9,※10 35,819
無形固定資産	1,794	1,634
退職給付に係る資産	3,082	3,227
繰延税金資産	1,232	154
支払承諾見返	8,025	8,368
貸倒引当金	△22,484	△21,781
資産の部合計	3,993,190	4,312,972
<b>負債の部</b>		
預金	3,529,564	3,753,939
譲渡性預金	69,934	89,050
コールマネー及び売渡手形	※7 81,766	※7 60,580
借入金	※7,※11 57,790	※7,※11 137,190
外国為替	11	25
その他負債	23,899	25,893
賞与引当金	311	315
役員賞与引当金	94	51
退職給付に係る負債	176	160
睡眠預金払戻損失引当金	382	343
偶発損失引当金	153	149
繰延税金負債	185	3,063
再評価に係る繰延税金負債	※9 890	※9 869
支払承諾	8,025	8,368
負債の部合計	3,773,186	4,080,000

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
純資産の部		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	25,843	25,808
利益剰余金	161,895	165,867
自己株式	△2,015	△1,565
株主資本合計	210,723	215,109
その他有価証券評価差額金	4,564	12,997
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	※9 1,570	※9 1,522
退職給付に係る調整累計額	△737	△655
その他の包括利益累計額合計	5,397	13,864
新株予約権	1,244	1,224
非支配株主持分	2,638	2,773
純資産の部合計	220,003	232,971
負債及び純資産の部合計	3,993,190	4,312,972

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
経常収益	34,681	35,597
資金運用収益	24,947	24,161
(うち貸出金利息)	19,674	19,434
(うち有価証券利息配当金)	5,154	4,619
役務取引等収益	4,506	4,297
その他業務収益	3,259	4,473
その他経常収益	※2 1,968	※2 2,664
経常費用	27,090	28,892
資金調達費用	913	834
(うち預金利息)	850	738
役務取引等費用	2,156	2,136
その他業務費用	4,355	5,597
営業経費	※1 18,039	※1 16,863
その他経常費用	※3 1,626	※3 3,461
経常利益	7,590	6,704
特別利益	76	24
固定資産処分益	76	24
特別損失	50	276
固定資産処分損	37	51
減損損失	※4 13	※4 225
税金等調整前中間純利益	7,615	6,452
法人税、住民税及び事業税	1,691	1,391
法人税等調整額	△131	450
法人税等合計	1,559	1,842
中間純利益	6,055	4,609
非支配株主に帰属する中間純利益	17	39
親会社株主に帰属する中間純利益	6,038	4,570

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
中間純利益	6,055	4,609
その他の包括利益	6,806	8,613
その他有価証券評価差額金	6,787	8,530
繰延ヘッジ損益	△0	0
退職給付に係る調整額	20	82
中間包括利益	12,862	13,223
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,789	13,086
非支配株主に係る中間包括利益	73	137

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,871	155,055	△588	205,339
当中間期変動額					
剰余金の配当			△649		△649
親会社株主に帰属する 中間純利益			6,038		6,038
自己株式の取得				△441	△441
自己株式の処分		△28		181	153
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△28	5,388	△260	5,100
当中間期末残高	25,000	25,843	160,444	△848	210,439

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	16,474	1	1,571	△286	17,759	1,191	2,574	226,864
当中間期変動額								
剰余金の配当								△649
親会社株主に帰属する 中間純利益								6,038
自己株式の取得								△441
自己株式の処分								153
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	6,731	△0	△0	20	6,750	53	71	6,875
当中間期変動額合計	6,731	△0	△0	20	6,750	53	71	11,975
当中間期末残高	23,205	0	1,570	△266	24,510	1,244	2,645	238,840

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,843	161,895	△2,015	210,723
当中間期変動額					
剰余金の配当			△646		△646
親会社株主に帰属する 中間純利益			4,570		4,570
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△35		450	414
土地再評価差額金の取崩			48		48
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△35	3,972	449	4,386
当中間期末残高	25,000	25,808	165,867	△1,565	215,109

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,564	0	1,570	△737	5,397	1,244	2,638	220,003
当中間期変動額								
剰余金の配当								△646
親会社株主に帰属する 中間純利益								4,570
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								414
土地再評価差額金の取崩								48
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,432	0	△48	82	8,467	△20	134	8,581
当中間期変動額合計	8,432	0	△48	82	8,467	△20	134	12,968
当中間期末残高	12,997	0	1,522	△655	13,864	1,224	2,773	232,971

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	7,615	6,452
減価償却費	854	944
減損損失	13	225
貸倒引当金の増減(△)	△2,285	△702
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	3
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△46	△42
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△222	△145
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	11	△16
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△58	△39
システム解約損失引当金の増減(△)	△659	-
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	3	△3
資金運用収益	△24,947	△24,161
資金調達費用	913	834
有価証券関係損益(△)	157	934
金銭の信託の運用損益(△は益)	5	1
為替差損益(△は益)	5,378	1,653
固定資産処分損益(△は益)	△38	26
貸出金の純増(△)減	△24,204	△90,471
預金の純増減(△)	50,404	224,375
譲渡性預金の純増減(△)	6,023	19,115
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△3,506	79,399
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	247	1,541
コールマネー等の純増減(△)	△30,000	△21,186
外国為替(資産)の純増(△)減	△3,470	△2,360
外国為替(負債)の純増減(△)	△13	13
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△309	△367
資金運用による収入	26,819	24,681
資金調達による支出	△1,036	△867
その他	4,341	4,733
小計	11,989	224,574
法人税等の支払額	△1,600	△526
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,389</b>	<b>224,048</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△77,296	△121,267
有価証券の売却による収入	46,347	44,536
有価証券の償還による収入	68,420	62,694
金銭の信託の増加による支出	△4,200	△4,400
有形固定資産の取得による支出	△381	△1,085
有形固定資産の売却による収入	201	96
無形固定資産の取得による支出	△30	△16
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>33,060</b>	<b>△19,441</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△649	△646
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△441	△0
自己株式の処分による収入	0	165
リース債務の返済による支出	△187	△216
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,280	△699
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	42,177	203,910
現金及び現金同等物の期首残高	312,642	330,644
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 354,820	※1 534,555

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 9社

株式会社徳島大正銀行

株式会社香川銀行

トモニシステムサービス株式会社

株式会社徳銀ビジネスサービス

香川ビジネスサービス株式会社

トモニリース株式会社

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

#### (2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

### 3. 連結子会社の間接決算日等に関する事項

#### (1) 連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,312百万円（前連結会計年度末11,743百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,167百万円、2,901千株、当中間連結会計期間末979百万円、2,435千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末において総額法の適用により計上された借入金はありません。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、当連結会計年度中は続くものと想定し、特に当社の銀行業を営む連結子会社の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定により、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を決定し、貸倒引当金を計上しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響が変化した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの仮定につきましては、前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
出資金	197百万円	191百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
破綻先債権額	2,541百万円	1,763百万円
延滞債権額	43,277百万円	45,787百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	168百万円	154百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,321百万円	4,555百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
合計額	49,308百万円	52,260百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
	13,291百万円	8,870百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	115,026百万円	179,784百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー	21,766百万円	10,580百万円
借入金	50,100百万円	129,300百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。		

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
預け金	139百万円	139百万円
有価証券	203百万円	202百万円
その他資産	37,120百万円	36,500百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
保証金	786百万円	777百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
融資未実行残高	397,478百万円	420,745百万円
うち原契約期間が1年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの）	379,736百万円	403,697百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
	3,301百万円	3,151百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
減価償却累計額	30,846百万円	30,668百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
劣後特約付借入金	1,800百万円	1,800百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
	32,125百万円	38,799百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
給与・手当	7,307百万円	7,320百万円

※2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
貸倒引当金戻入益	502百万円	－百万円
償却債権取立益	389百万円	141百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
貸出金償却	621百万円	218百万円
貸倒引当金繰入額	－百万円	1,058百万円
株式等売却損	333百万円	1,085百万円
株式等償却	468百万円	891百万円

※4. 減損損失

前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額13百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地0百万円、建物12百万円及びその他の有形固定資産1百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	12百万円
遊休資産	所有土地	徳島県内	1百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店 (又は各グループ店) 毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店 (又は各グループ店) を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額225百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地135百万円及び建物90百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	156百万円
稼働資産	営業用店舗	香川県内	69百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店 (又は各グループ店) 毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店 (又は各グループ店) を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	—	—	163,728	
合計	163,728	—	—	163,728	
自己株式					
普通株式	1,239	1,200	413	2,026	(注)
合計	1,239	1,200	413	2,026	

(注) 普通株式の自己株式の増加1,200千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加1,200千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少413千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			1,244	
合計			—			1,244	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月26日 定時株主総会	普通株式	649	4.00	平成31年3月31日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年11月12日 取締役会	普通株式	646	利益剰余金	4.00	令和元年9月30日	令和元年12月6日

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	—	—	163,728	
合計	163,728	—	—	163,728	
自己株式					
普通株式	4,928	0	1,094	3,834	(注)
合計	4,928	0	1,094	3,834	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少1,094千株は新株予約権の権利行使による減少628千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少465千株であります。
2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に2,901千株及び当中間連結会計期間末株式数に2,435千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		1,224		
合計			—		1,224		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月24日 定時株主総会	普通株式	646	4.00	令和2年3月31日	令和2年6月25日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金11百万円を含めております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年11月12日 取締役会	普通株式	649	利益剰余金	4.00	令和2年9月30日	令和2年12月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金9百万円を含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
現金預け金勘定	360,476百万円	539,763百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△5,656百万円	△5,207百万円
現金及び現金同等物	354,820百万円	534,555百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器及びA T Mであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1年内	144	171
1年超	614	692
合計	759	863

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
リース料債権部分	9,670	9,967
見積残存価額部分	5	6
受取利息配当額(△)	810	833
リース投資資産	8,865	9,140

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額  
前連結会計年度(令和2年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	19	3,119
1年超2年以内	14	2,490
2年超3年以内	14	1,902
3年超4年以内	6	1,258
4年超5年以内	5	670
5年超	4	229

当中間連結会計期間(令和2年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	17	3,165
1年超2年以内	15	2,520
2年超3年以内	10	1,952
3年超4年以内	6	1,296
4年超5年以内	6	707
5年超	1	327

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（令和2年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	337,394	337,394	0
(2) コールローン及び買入手形	5,000	4,999	△0
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	383	383	—
(4) 金銭の信託	3,510	3,510	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	15,278	15,282	4
その他有価証券	616,281	616,281	—
(6) 貸出金	2,906,770		
貸倒引当金 (*1)	△21,619		
	2,885,151	2,891,495	6,344
資産計	3,862,999	3,869,347	6,348
(1) 預金	3,529,564	3,530,107	543
(2) 譲渡性預金	69,934	69,943	8
(3) コールマネー及び売渡手形	81,766	81,741	△24
(4) 借入金	57,790	57,803	12
負債計	3,739,055	3,739,596	540
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(295)	(295)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—
デリバティブ取引計	(296)	(296)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

	中間連結 貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	539,763	539,763	0
(2) コールローン及び買入手形	5,000	4,999	△0
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	497	497	—
(4) 金銭の信託	7,908	7,908	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	19,455	19,508	52
その他有価証券	634,134	634,134	—
(6) 貸出金	2,997,242		
貸倒引当金（*1）	△21,042		
	2,976,200	2,986,828	10,628
資産計	4,182,958	4,193,640	10,681
(1) 預金	3,753,939	3,754,515	575
(2) 譲渡性預金	89,050	89,058	7
(3) コールマネー及び売渡手形	60,580	60,563	△16
(4) 借入金	137,190	137,186	△3
負債計	4,040,760	4,041,323	563
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(178)	(178)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	—
デリバティブ取引計	(176)	(176)	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

新規に同様のコールローン取引を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形

新規に同様のコールマネー取引を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
① 非上場株式(*1) (*2)	8,539	8,725
② 組合出資金(*3)	1,954	1,988
合計	10,494	10,713

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について13百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和2年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	10,097	10,240	143
	その他	—	—	—
	小計	10,097	10,240	143
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,180	5,041	△138
	その他	—	—	—
	小計	5,180	5,041	△138
合計		15,278	15,282	4

当中間連結会計期間 (令和2年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	13,723	13,916	192
	その他	—	—	—
	小計	13,723	13,916	192
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,731	5,591	△140
	その他	—	—	—
	小計	5,731	5,591	△140
合計		19,455	19,508	52

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,198	15,114	8,083
	債券	171,666	170,035	1,630
	国債	66,673	65,847	825
	地方債	41,070	40,861	209
	短期社債	—	—	—
	社債	63,922	63,326	595
	その他	144,785	133,902	10,882
	小計	339,649	319,053	20,595
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,630	16,822	△3,191
	債券	136,172	136,931	△759
	国債	13,984	14,031	△47
	地方債	48,709	48,832	△123
	短期社債	—	—	—
	社債	73,479	74,068	△589
	その他	126,829	136,380	△9,551
	小計	276,632	290,135	△13,503
合計		616,281	609,188	7,092

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,686	15,287	10,399
	債券	177,479	176,053	1,425
	国債	58,204	57,540	663
	地方債	56,525	56,294	230
	短期社債	—	—	—
	社債	62,749	62,218	531
	その他	181,745	169,163	12,582
	小計	384,911	360,504	24,407
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,874	12,225	△1,351
	債券	153,871	154,987	△1,116
	国債	21,734	22,028	△293
	地方債	51,533	51,570	△37
	短期社債	—	—	—
	社債	80,603	81,388	△785
	その他	84,477	87,346	△2,868
	小計	249,222	254,559	△5,336
合計		634,134	615,063	19,070

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、818百万円（うち株式818百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、878百万円（うち株式878百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末（連結会計年度末）の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

#### （金銭の信託関係）

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

##### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和2年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,094
その他有価証券	7,094
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,363
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,730
(△)非支配株主持分相当額	166
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,564

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(令和2年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	19,072
その他有価証券	19,072
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	5,810
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,261
(△)非支配株主持分相当額	264
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	12,997

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額1百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	606	596	△8	△8
合計		——	——	△8	△8

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	592	592	△7	△7
合計		——	——	△7	△7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	143,677	1,217	△669	△669
	買建	27,430	1,637	382	382
合計		——	——	△287	△287

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	109,075	132	△342	△342
	買建	5,698	133	170	170
合計		——	——	△171	△171

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	680	365	(注)
合計		—	—	—	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	618	260	(注)
合計		—	—	—	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	445	—	△0
合計		—	—	—	△0

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	442	—	2
合計		—	—	—	2

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和2年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業経費	109百万円	89百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

	平成31年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の取締役29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 656,800株
付与日	令和元年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和元年7月25日～令和31年7月24日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 314円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	令和2年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役30名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 683,100株
付与日	令和2年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和2年7月27日～令和32年7月26日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 302円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
期首残高	409百万円	396百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13百万円	6百万円
時の経過による調整額	2百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	40百万円	31百万円
その他の増減額 (△は減少)	10百万円	0百万円
期末残高	396百万円	373百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	31,078	3,102	34,181	500	34,681	—	34,681
セグメント間の内部経 常収益	116	63	179	1,839	2,019	△2,019	—
計	31,194	3,166	34,361	2,339	36,700	△2,019	34,681
セグメント利益	7,497	54	7,552	887	8,439	△849	7,590
セグメント資産	3,938,122	16,729	3,954,852	101,790	4,056,642	△104,898	3,951,743
セグメント負債	3,707,110	14,143	3,721,253	5,947	3,727,201	△14,297	3,712,903
その他の項目							
減価償却費	826	15	842	18	861	△6	854
資金運用収益	24,946	12	24,959	860	25,819	△871	24,947
資金調達費用	899	44	943	17	960	△47	913
特別利益	76	—	76	—	76	—	76
特別損失	50	—	50	0	50	—	50
減損損失	13	—	13	—	13	—	13
税金費用	1,526	11	1,538	30	1,568	△8	1,559
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,732	20	2,752	39	2,792	△35	2,756

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△849百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (2) セグメント資産の調整額△104,898百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (3) セグメント負債の調整額△14,297百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- (4) 減価償却費の調整額のうち8百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△14百万円はセグメント間取引消去であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△871百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (6) 資金調達費用の調整額△47百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (7) 税金費用の調整額△8百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△35百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常 収益	32,028	3,045	35,073	523	35,597	-	35,597
セグメント間の内部経 常収益	111	73	185	1,855	2,040	△2,040	-
計	32,140	3,119	35,259	2,378	37,637	△2,040	35,597
セグメント利益	6,503	85	6,588	931	7,519	△815	6,704
セグメント資産	4,301,311	16,242	4,317,553	103,162	4,420,716	△107,743	4,312,972
セグメント負債	4,075,710	13,596	4,089,306	7,448	4,096,755	△16,754	4,080,000
その他の項目							
減価償却費	918	13	932	20	952	△7	944
資金運用収益	24,162	12	24,175	858	25,033	△871	24,161
資金調達費用	822	43	865	16	882	△47	834
特別利益	24	-	24	-	24	-	24
特別損失	276	-	276	0	276	-	276
減損損失	225	-	225	-	225	-	225
税金費用	1,787	3	1,791	47	1,839	3	1,842
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,224	44	1,269	1	1,270	-	1,270

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△815百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△107,743百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△16,754百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額のうち9百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△17百万円はセグメント間取引消去であります。

(5) 資金運用収益の調整額△871百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△47百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,674	6,119	3,090	5,797	34,681

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,434	8,322	3,033	4,807	35,597

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	13	－	13	－	13	－	13

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	225	－	225	－	225	－	225

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当ありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1株当たり純資産額	1,360円95銭	1,432円03銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	220,003	232,971
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,882	3,997
うち新株予約権	百万円	1,244	1,224
うち非支配株主持分	百万円	2,638	2,773
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	216,120	228,974
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	158,800	159,894

## 2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益		37円25銭	28円67銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,038	4,570
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,038	4,570
普通株式の期中平均株式数	千株	162,106	159,392
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		36円57銭	28円12銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	3,005	3,096
うち新株予約権	千株	3,005	3,096
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

3. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、中間期末(期末)発行済株式数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度2,901千株、当中間連結会計期間2,435千株)。

また、同株式を、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前中間連結会計期間一千株、当中間連結会計期間2,688千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

### 3 【中間財務諸表】

#### (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,221	1,845
その他	1,514	1,314
流動資産合計	2,736	3,160
固定資産		
有形固定資産	8	9
投資その他の資産		
関係会社株式	89,386	89,386
繰延税金資産	31	27
その他	122	100
投資その他の資産合計	89,540	89,514
固定資産合計	89,549	89,523
資産の部合計	92,286	92,684
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の関係会社長期借入金	325	325
未払法人税等	14	13
賞与引当金	9	8
役員賞与引当金	19	10
その他	110	※1 97
流動負債合計	479	455
固定負債		
関係会社長期借入金	975	812
その他	118	97
固定負債合計	1,093	909
負債の部合計	1,573	1,365
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金		
資本準備金	10,010	10,010
その他資本剰余金	53,983	53,948
資本剰余金合計	63,994	63,959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,489	2,700
利益剰余金合計	2,489	2,700
自己株式	△2,015	△1,565
株主資本合計	89,468	90,094
新株予約権	1,244	1,224
純資産の部合計	90,712	91,318
負債及び純資産の部合計	92,286	92,684

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	820	820
関係会社受入手数料	412	439
営業収益合計	1,233	1,260
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 381	※1 388
営業費用合計	381	388
営業利益	851	871
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	1	22
営業外収益合計	1	22
営業外費用		
その他	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	852	893
特別損失		
固定資産処分損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前中間純利益	852	893
法人税、住民税及び事業税	4	31
法人税等調整額	14	3
法人税等合計	18	35
中間純利益	834	858

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,000	10,010	54,012	64,023	2,117	2,117
当中間期変動額						
剰余金の配当					△649	△649
中間純利益					834	834
自己株式の取得						
自己株式の処分			△28	△28		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	△28	△28	184	184
当中間期末残高	25,000	10,010	53,983	63,994	2,302	2,302

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△588	90,552	1,191	91,743
当中間期変動額				
剰余金の配当		△649		△649
中間純利益		834		834
自己株式の取得	△441	△441		△441
自己株式の処分	181	153		153
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			53	53
当中間期変動額合計	△260	△104	53	△50
当中間期末残高	△848	90,448	1,244	91,692

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,000	10,010	53,983	63,994	2,489	2,489
当中間期変動額						
剰余金の配当					△646	△646
中間純利益					858	858
自己株式の取得						
自己株式の処分			△35	△35		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	△35	△35	211	211
当中間期末残高	25,000	10,010	53,948	63,959	2,700	2,700

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,015	89,468	1,244	90,712
当中間期変動額				
剰余金の配当		△646		△646
中間純利益		858		858
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	450	414		414
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△20	△20
当中間期変動額合計	449	626	△20	605
当中間期末残高	△1,565	90,094	1,224	91,318

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～18年

その他：5年～10年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末1,167百万円、2,901千株、当中間会計期間末979百万円、2,435千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金は、前事業年度末1,300百万円、当中間会計期間末1,137百万円であります。

(中間貸借対照表関係)

※1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	1百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(令和2年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
子会社株式	89,386	89,386
関連会社株式	—	—
合計	89,386	89,386

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

令和2年11月12日開催の取締役会において、第11期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当金額 649百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 令和2年12月8日

なお、「中間配当金額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金9百万円を含めております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月24日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 修 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 之 印

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月24日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 修 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 之 印

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。